告示

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　全国

３　適用する使用者

⑴　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　はしけ

②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項各号に掲げる船舶

③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

⑵　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　遠洋区域を航行区域とする船舶

②　近海区域を航行区域とする船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

平成28年７月27日

交通政策審議会会長　淺野正一郎

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年７月15日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年７月27日

さいたま地方法務局長　竹中　　章

記

氏名　本多　繁男

所属する司法書士会　埼玉司法書士会

登録番号　埼玉第402号

事務所の所在地　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目16番58号

違反行為　補助者の監督責任等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成28年７月19日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年７月27日

さいたま地方法務局長　竹中　　章

記

氏名　道添　照徳

所属する土地家屋調査士会　埼玉土地家屋調査士会

登録番号　埼玉第1655号

事務所の所在地　埼玉県東松山市若松町二丁目２番17号

違反行為　筆界確認に係る立会証明書への虚偽記載等

国営名取川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営名取川土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年７月27日

農林水産大臣　森山　　裕

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営名取川土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

２　縦覧期間

平成28年７月28日から平成28年８月25日まで

３　縦覧場所

宮城県仙台市、同市太白区、名取市及び岩沼市各事務所

国営赤城西麓土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営赤城西麓土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年７月27日

農林水産大臣　森山　　裕

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営赤城西麓土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

２　縦覧期間

平成28年７月28日から平成28年８月25日まで

３　縦覧場所

群馬県前橋市、沼田市、渋川市及び利根郡昭和村各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第７０１号

札幌市中央区南19条西13丁目２―13

申立人　ライオンズマンション南19条管理組合

本籍兵庫県明石市大久保町谷八木707番地１、最後の住所神戸市垂水区桃山台２丁目1188番地の17チュリス桃山台406号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日平成17年６月６日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和31年３月18日、職業不詳

被相続人　亡　藤田　惠子

事務所神戸市中央区多聞通４丁目１番３号ナカヤマビル２階　尾﨑幸弘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅葉　律子

神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第２２５号

三重県鈴鹿市東旭が丘３丁目11番11号サーパス東旭が丘507

申立人　小林　操子、小林　祐子

本籍兵庫県伊丹市南鈴原３丁目37番地、最後の住所兵庫県伊丹市南鈴原３丁目37番地、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日平成27年７月18日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和24年３月６日、職業無職

被相続人　亡　保永　英生

兵庫県宝塚市栄町２丁目２番１号　ソリオ３（５階）福間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾﨑　悠吾

神戸家庭裁判所伊丹支部

平成２８年（家）第２９７号

兵庫県丹波市春日町長王838番地

申立人　八尾公一郎

本籍兵庫県丹波市春日町長王888番地、最後の住所兵庫県丹波市春日町長王888番地、死亡の場所兵庫県丹波市、死亡年月日平成28年１月11日頃から20日頃までの間、出生の場所兵庫県氷上郡船城村、出生年月日昭和25年１月３日、職業無職

被相続人　亡　八尾　光一

神戸市中央区京町80番　クリエイト神戸９階

相続財産管理人　弁護士　幸寺　　覚

神戸家庭裁判所柏原支部